

です、これはもちろん県も一生涯やるんですけれども、一体的に県民運動として取り組んでいくというふうなコンセプトを掲げまして、熊本県ふるさと・農地未来づくり運動というように銘打ちまして、関係者全員で認識を一にして推進していくという。そして、キーになつたのが、今回、農地中間管理機構の受皿になると思っていますけれども、農業公社の方の評議員の会長に知事が就任したという事で、知事自身が集積をしつかりやっていますよというメッセージを県民に對して発していったということが非常に大きかつたかなというふうに思っています。

六ページになりますけれども、その知事が、じゃ、どういふふうになりまして、その知事が、かという事で、知事自身が、農地を借りますよ、そして意欲ある担い手の方に集積していきますよということをやってたわけですが、七ページのようなパンフレット、こういったものを作りまして、それを配布していきまして。そして、粘り強く関係者に説得していった。

具体的な施策としては、県単独でやったこととしては、七ページの右半分の県の支援策というところがありますけれども、合意を得た集積地には担い手に交付金を出しますよとか、それからあと、話し合いがやはり重要なんですけれども、話し合いの支援のための活動費を県単独で設けるというようなことを進めてまいりました。

八ページは、これはJAの中央会の会長との対話を新聞紙上で出して、そして啓蒙を図る、周知を図ると。

九ページなども、ビジネス雑誌の方にも今我々が取り組んでいることを広く知っていただくような活動も積極的に進めてまいります。

二十二地区を指定をしまして、今四十二地区で集積の方を進めています。そして、この半分ぐらいが中山間地域ということ、私ども、平たい平野部、条件がいいところだけ集積するということではなくて、やはり中山間地域でもどうやって継続的に営農を進めていくのかという問題意識の下で、中山間地域においても積極的に推進しようということを考えております。

十二ページから具体例でございましてけれども、南関町という熊本の北部の方の中山間地域です。こちらの方が農家が今八十二戸ありまして、将来的にどういふふうにしていくかという事をこの集積の中で話し合っていく。六戸の農家さんに集積を図ろうという事で、一番下の行にございまして、地区指定時の集積率は九割にございまして、地区指定した六軒のところに六割ぐらいの農地を今後集積していくという事になっております。そして、そのプロセスでは、農業公社によって一括で農地を借り上げた後で再配分を行うというようなことをしております。

十三ページの方でございますけれども、これは知事の生まれ故郷の方でございます。こちらの方では地域営農組織を立ち上げて農業法人にする、そしてその法人の方に集約していくというようなことをやっております。先ほどの方は農家の方に集積するという事ですが、こちらはそういった団体の立ち上げとセットにして進めているという事です。

十四ページの方が、これが私ども平成二十五年、本年度の目玉として進めてきたものでございまして、本年度の目玉として進めてきたものでございまして、カントリーエレベーターが既に整備されているところで、それを中心として効率的な営農ができるように組織それから換地、そういったものを全部セットで進めていきましようというふうな取組を進めております。下の図を見てください、それまでも十六ぐらいですが、営農組織があつたんですけれども、それぞれがばらばらに作業しているという事でございました。

が、これを一つの地域を大きくまとめて計画的に作付けができるようにする、作業も大型の機械を使つてまとめて合理化できるようにする、というふうなことでやりました結果、大変大きな面積の集約ができたというふうに思っています。

このモデル事業の結果が次の十五ページに新聞記事として出ていますけれども、対象の七百ヘクタールのうち、今年度は二百七十三ヘクタールにおさまって一つの農業生産法人が立ち上がつて、そこが一体的に効率的な経営をしていくというふうな事になりました。この農業生産法人は、十二の集落営農組織がまとまってこれから経営をしていくというものでございまして、単なる耕作ではなく、これから法人としていろんな加工ですとか新たな事業もやっていくというふうな今機運に包まれております。

十六ページでございまして、キーとなるのはやはり人なんです。農地集積専門員というものを農業公社の方に配置をいたしまして、そして集約を積極的に働きかけていくというふうなことをやっております。

そして、十七ページにこの十四名、農地集積専門員を配置したというふうにありますけれども、これはただ人を置けばいいというものではなくて、やはり人選も非常に大事だと思つておられます。地域農業に精通した市町村ですとかJAのOBの方々を積極的に採用して、地域が分かる方々、そして地域の信頼を得られる、あるいは合意形成をコーディネートできるというふうな人材を選んで配置をした結果、非常に農地集積が進んでいるというふうにも思っております。

そして、十八ページになりますけれども、そのためのツールの整備というのが不可欠だというふうな考えでおります。GISシステムですけれども、十九ページ、御覧いただきますと、合意形成の際に効率的に見える化ツールというものを活用して、十年後、二十年後の耕地のその耕作状況、営農状況がどうなつてしまうのかということ、メジャーの方々に認識をさせていただきました。

今度、具体的な集積の手段として、右側にありますけれども、しっかりと色分けして、皆さんが分かりやすいような形で集積の計画を立てていくと、こういったことをやっております。

そういう意味で、農地中間管理機構という組織そのものをつくることも重要ですが、先ほどの人の問題、そしてこういったツールの問題というものを整備していくことが大事だろうというふうな考えでおります。

最後にまとめて申し上げますけれども、今までも集積をしようしようと思つてもなかなか進みませんでした、一つは、知事のリーダーシップの下に集積を進めると、そして、農業公社を中心にしてそれを動かしていくんだというふうな決意がまずあつたことが大事だと思つております。そして、その旗印の下で、県、市町村、JAの連携で粘り強く一体的に進めていくというふうな進め方が大事だと思つております。

そして、これはこれからの制度改革にも非常に大事な点になつてくると思つて申し上げます。出し手の税制対策ですとか、それから新たな担い手、これは先ほど奥村参事もおっしゃつておりましたけれども、やはり担い手づくりというもののセットになつていかなければいけないと。そして、先ほど申し上げたような農地台帳を始めとしたツールの整備というものが総合的に考えられなければいけないというふうに思っております。

熊本県の方で独自にいろいろやっておりますけれども、それが何か今後の参考になれば幸いです。以上でございます。

○委員長(野村哲郎君) ありがとうございます。以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。○堀井巖君 自由民主党、堀井巖でございます。参考人の皆様には、本当に貴重なお話を賜りま

して、誠にありがとうございます。

今回の農地中間管理機構の創設、これは、これまでずっと農政の重要課題だった農地の集積、あるいは担い手への集積というものをこれからしっかりと進めていく上でまさに切り札ともなる法案であると、このような期待を持って、私自身、この質疑に参画をしているわけでありませう。

同時に、今三人の参考人の皆さんから様々な示唆を伺う中で、改めて、仮にこの法案が成立したとしても、やはりこの運用上の様々な点についてしっかりと工夫をしながら、あるいは考えを持ちながらやっていくことが重要であると、このようなことを改めて感じたところでございます。

そういった中で、順次質問をさせていただきたいというふうに存じます。

まず、奥村参考人の方にお伺いをいたしたいと思います。

先ほどのお話もありましたように、これまで四十年以上掛けてこの三百五十ヘクタール、農地集積、これはこの法案が、今まだ法律がないですから、これまでの既存の制度の中でずっとお取組を進めてこられたということだと思います。

この農地の集積をしていくということについて、人からお借りをしていく、そして集積をしていく、今まで一番苦労されてこられた、様々な苦労はあったと思いますが、それはどういう点なのか。そして、今回の法律によってそのことがどのように解消され、あるいはこの農地集積、集積が促進されるというふうに期待しておられるのかといったことも併せて、改めて教えていただければと存じます。

○参考人(奥村一則君) お答えします。

当社の四十六年間にわたっての規模拡大であります。一期は、セールスをしたとか、それからテレビコマーシャルとか、もう新聞とか、ありとあらゆる、積極的に営業したとか、それから、二十年、二十五年前ぐらいは同業者同士で地代の競争をしたとか、いろんなことをここでやってまいりました。そういうやってまいりましたけれど

も、最後に行き着くところは、今、近年、この十年、十五年前からですけれども、いかにその委託農家である貸し手のお客様が我々に安心して預けてくださるといふ、そういうのが評価されるようになりまして。

というの、先ほどの陳述のときにちょっと触れましたけれども、そういうやつばり昔の六つの市町村にまたがってやつておつた関係で、やつばりもう一回、地に足を着いた経営にしようとして、地域、委託農家の方である直接のお客様だけじゃなくて、その集積の皆さんのいろんな意味での信頼とか応援とか、そういうものをいただくことがやつばり本場の地域の担い手になれるんじゃないかなというふうなことで、それぞれ社員教育も含めて取り組んでまいりました。今現在は、もうほとんどそういう積極的な営業等はしてありません。

それから、この中間管理機構、せっかくこれが運用されるに当たりましたら、それをよりやつばり効率的に、いわゆる我々は点みたい田んぼの集まりが三百六十ヘクタールでありまして、これを何とか効率よく、そんな五十ヘクタールとか三十ヘクタールに集積しなくても、せめて一日、二日、そこで作業できる分ぐらいの集積が図ればいいかなと思っておりますが、何分、やつばり貸し手の意向というものは無視して本場にその管理機構ができるかどうかという心配もあります。その前に、将来的にはそうなると思っておりますが、当面は私は、それと同時に、農業者同士でいわゆる地縁型の連携をしたりとかすることによって機械の効率を上げるとか施設の効率を上げるといふことも同時に取り組むべきだと、こう思っております。それをしながら、いわゆる安心して貸し手が白紙委任できるような、受け手全体でそういう地域のいろんな皆さんの信頼を受けられるような形に我々も積極的にいかかわって、そういう我々もコスト削減に結び付くような中間管理機構の運用になつてもらいたいと思っております。そういう面では、大変、我々、今やっておりますと並行し

て、中間管理機構をうまく活用しながら、十年後、二十年後、ポスト団塊の世代の地域農業の礎になれば有り難いと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○堀井巖君 ありがとうございます。

この中間管理機構は、やつばり今おつしやられた安心というものを、貸し手にとって非常に安心できる存在であるということが重要であることを改めて痛感を感じたところでございます。ありがとうございます。

次に、奥村参考人の方にお伺いをいたしたいと思います。奥村参考人も、いろいろとこれまで苦労しながら、農地の集積あるいは六次産業化、努力されてこられたというふうな何にいたしました。

その中で、ちょっと個別の論点になりますけれども、先ほど、いわゆる農地の集積に当たって条件の不利なところについての言及がございました。貸し手の方が、是非これは中間管理機構、どうぞ借りてくださるというところで渡される。ところが、それを借りたいという候補者がなかなか出てこない。そうしたらまた、その貸し手の方にお返しせざるを得ないというお話がございました。

今御案内のとおり、農政は生産調整というふうな形から転換をして、とにかく耕作放棄地をできるだけ減らして、例えば飼料用米をそこに植え付けて何とかやっていこうという、そういう今、思っている農政の推進、取組が進められているところでありまして、こういって条件が比較的不利、借り手がなかなか現れにくいやつばり土地も、農地もあろうかと思うんですけれども、こういってものをこの中間管理機構の中でどのようにうまく位置付けてやっていけば借り手も現れる、あるいはそこに様々な植付けも可能となつてくるのか、お考え、御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(奥村一則君) お答えいたします。

私、村上市というところに住んでるんですが、村上市内も近年、耕作放棄地が増えております。幸いにも、村上市は北限のお茶どころというこ

とで、製茶業者も何軒あります。その若手がまさに耕作放棄地を借り上げて、そこで緑茶の生産を始めました。これによって約四十ヘクタール、市内では解消されたということ聞いております。これを私はもつと地域の振興作物として推進していったらどうかということ、それに取組んでいるお茶屋さんにも聞いたら、やつばり条件が良くないとなかなか難しいというふうにおつしやりました。

申し上げたいのは、田んぼを田んぼとしてというふうな固定概念を捨てて、それを畑地あるいは樹園地、いわゆる、何といいますが、採算の見合ふ作物を奨励するという観点も踏まえてアドバイスするなり、そういうものをいわゆる付加価値を付けてどうだというふうなことをアドバイスされたらいかかなというふうに思います。

以上です。

○堀井巖君 ありがとうございます。

中間管理機構自身が、やはり様々な農政そのものに対して、またその地域の農業の発展をどうしていくかという知恵、工夫も持ちながら運営されることがやはり重要であることを改めて感じた次第でございます。ありがとうございます。

次に、小野参考人の方にお伺いをしたいと思います。

熊本県においては、これ私、お話ししますと、言わばこの法案の一つの理念を先取りする形で取組を進められているように伺いまして、大変敬意を表しているところでございます。

その上で、一つお伺いしたいんですけれども、この委員会の質疑の中でも出ておりましたが、市町村の農業委員会、こちらの役割というのはやはり農地の利用ということを考える上で非常に重要ではないかというふうに思っているわけでありまして、今回、この取組を進めておられる中で、特に市町村あるいは市町村の農業委員会との関係についてどのようにお取組を進めてこられたのか、お伺いをさせていただきます。

○参考人(小野泰輔君) ありがとうございます。

農業委員会に關してはいろいろ議論が出てい
るところではございますが、私どもは、農業委員
会は非常に大事だと思つておられます。そ
して、集積の中で重要なプレーヤーとして位置
付けておられます。それは、農地情報に關しては農業
委員会が持つておられるということでもございま
すし、やはり地域の實情を把握してはいるとい
うことでは非常に大事だと思つておられます。

そして、重要なことは、やはりそういった農業
委員会、そしてあと、ほかのJAなどの農業団
体、そして市町村、そして県も出先がありますけ
れども、関係者全員でやはり徹底した話し合をし
ていくということが大事でございまして、農業委
員会なしには私はやはり集積はなし得ないのでは
ないかと思つておられます。

以上です。

○堀井巖君 ありがとうございます。
やはり私も、この法案が仮に成立して、都道府
県が中核的な役割を担う中でやつていくために
も、一つの存在じゃなくて、やはり既存の様々な
農政に携わる関係の方々がこの農地の中間管理機
構というものを奇貨として、ここに一つのみんな
で理念、共通目標を共有をして、共に協力しなが
らやつていく、これは市町村も含めて、そのこと
が極めて重要であるというふうに考えているとい
うことではございます。

その上で、もう一点、県の方にお伺いをいたし
たいと思つてます。小野参考人の方にお伺いした
んですが、こういった法人ができた場合に、もち
ろんその役割は期待されるわけですが、一方で、
法人をつくるということになりますと、いろいろ
心配することもあるかと思つてます。こ
れまでも、県という組織には様々な公社でありま
すとかいっていただけで、それが、役割はもちろ
ん果たしてきたけれども、結果的になかなか苦労
をしたというものもあつたんじゃないかというふ
うに思つてます。

経営という観点から見たときに、この中間管理

機構、どのように期待しておられるか、そしてま
た、リスクというものをどのように把握され、そ
れをできるだけ最小化するのためにどのようなこと
が重要と考えておられるか、お聞かせいただけ
たいと思つてます。

○参考人(小野泰輔君) まず、農業法人というこ
とにつきましても、やはり農業のやり方というの
も担い手の形態というも時代に依つて変わつて
いくべきものではないかと思つておられます。

そして、地域の農業者の方々には企業参入するこ
とにももちろん心配、御懸念をされる方もいらつ
しやいます。それはやはりその法人がどれだけ
地域に溶け込んでいられるかという問題に帰着す
るというふうに思つておられます。法人の中でも、や
はり地域の理解ですとか、一緒に水路を守ろうと
か、一緒になつて助け合つてやつていくという
ような共通認識を、そこを浸透を促していらつ
しやる方々はちゃんと中山間地域でも農地を借り
てやつておられます。そういった企業もあつて、で
すから、そのことについては、やはり法人がどう
いうふうな考えで地域に溶け込むかという問題な
らうと思つておられます。

そして、もう一つ、中間管理機構に關して今後
どういうことが大事かということをお聞きしま
すと、やはりコーディネーターだと思つておられ
ます。中間管理機構は非常に強大な力をこれから持
ていくと思つておられます。かなり効率的にこれか
ら物事を進められるというふうに私も期待して
おられます。ただ管理機構がそういった制度を
備えるだけでは不十分で、私も先ほど申し上げ
たように、やはり地域の皆さんを巻き込んで
徹底的に議論した上で、この地域の農地をどう
いうふうな守つていくのかということをしつかり
と合意形成する、そのコーディネーターが大事だ
というふうに思つておられます。

そういう意味では、先ほど後半の方で専門員を
配置したというふうなことも申し上げましたが、
この人間の質自体が非常に大事だと思つておられ
ておられます。その地域に精通して、あるいは

さらに信頼を置ける人をちゃんと握るというこ
とが大事です。その機構の枠そのものはもち
ろんで上がることは非常にこれはすばらしいこ
とだと思つておられます。それ以上に、やはりその
コーディネーター力、合意形成力、そういうものが
実質的に重要になつてくるというふうに考えて
おられます。

○堀井巖君 参考人の皆様、大変ありがとうございます。

終わります。

○平木大作君 皆様、おはようございます。公明
党の平木大作でございます。

本日は、お忙しい中、このように時間を取つて
いただきまして、また、わざわざお越しいただき
まして、ありがとうございます。

私の方から、まずは、この農地中間管理機構、
今法案の審議を進めておられて、一つは、制
度、仕組みの部分はある程度見えてきたのかな
今日の午後も審議を行いますけれども、見えてき
ているのかなというふうな感触を持つておられます。

一方で、これから各都道府県単位で今度中間管
理機構を立ち上げたときに、やはり運用面をどう
しても巧拙が出てくるのかな、この運用面をどう
詰めていくかということが今後の一つのポイント
かなというふうに考えておられます。

そういった意味で、今御紹介いただきましたけ
れども、熊本県の方で先進的に進められている事
例のまず運用面について、ちょっと幾つかお尋ね
をさせていただきたいというふうに思つておられ
ます。

まず最初の質問なんです。近年、この集積の
面積が徐々に大きくできてきたというお話をいた
だきました。この農地の集積というときに、集積
面積、これは必ず語られるんですけど、今年一割増
やそう、二割増やそうなんです、何割達成しまし
た、何ヘクタール増えましたという話は出てくる
んですけど、実際にいわれるこれを推進する
例として、KPI、管理指標としてこの推進面積
以外に結構いろんなものを使つていらつしやるん

じゃないかなというふうに思つておられます。

先ほど、資料の中にも、貸借残年数ですとかそ
ういったものを見ていたりということもちょっと
紹介していただきましたけれども、単純に面積を
追うだけじゃなくて、何かもしKPIとして、管
理指標として使つておられるものがあつたら御紹介
いただきたいというのが一点。

それから、それを使つて、どういゆる進捗管
理のようなのを行つておられるのか、どういう頻度
で行つておられるのかですとか、どういう形で途中で
施策を打たれているのか、こういう点、もしあつ
たら教えていただきたいと思つておられます。

○参考人(小野泰輔君) もちろん、面積が一番大
事だと思つておられます。先ほど、年々耕作する人
が減つておられる中で、もう農地を維持できな
いという方が出ておられます。その分を、じゃ、
どうやって意欲のある担い手に集約していくか
というふうな思つておられます。そのほかには、やは
り営農組織の数とかが法人化してやつておられる
のかどうかというふうなことが非常に大事になつ
ておられます。

といいますのは、やはり規模が大きくなります
と、当然、単独の農家さんではなかなかうまくい
かない。やはり、生産から、それから販売、そ
して管理の面、しっかりとした組織がないと回つ
ていきませんので、そういう意味で、私も、K
PIというところで幾つも用意しているかという
そういうわけでもないんですが、もう一つとして
やはり組織の数がですね。しっかりとした法人組
織を中心とするような団体、組織がどれだけ増え
てきているのかというふうなことを指標として設
けておられます。

○平木大作君 ありがとうございます。
続きまして、先ほど資料の中で御紹介
いただきましたが、今、十四人ですか、農地集積
専門員、使われているというところで、この十四人
の方に今たまってきているノウハウですとかそう
いったものについて大変貴重だと思つておられ